

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。
鏡石町の平成27年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

96,758千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

1,397,513千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	事業名	平成27年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会 福祉	総合社会福祉事業	8,398	0	0	0	1,054	7,344
	障害者福祉事業	233,685	165,575	0	0	8,551	59,559
	高齢者福祉事業	22,902	453	0	2,696	2,480	17,273
	児童福祉事業	636,164	332,866	0	27,619	34,611	241,068
	母子福祉・保健事業	37,722	12,533	0	0	3,163	22,026
	小 計	938,871	511,427	0	30,315	49,859	347,270
社会 保険	介護保険事業	126,560	967	0	0	15,768	109,825
	国民健康保険事業	124,553	63,814	0	0	7,626	53,113
	小 計	251,113	64,781	0	0	23,394	162,938
保健 衛生	後期高齢者医療事業	129,316	19,813	0	283	13,713	95,507
	保健衛生事業	18,950	0	0	0	2,379	16,571
	予防対策事業	59,263	215	0	0	7,413	51,635
	小 計	207,529	20,028	0	283	23,505	163,713
合 計		1,397,513	596,236	0	30,598	96,758	673,921

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

【用語解説】

社会保障施策に要する経費: 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費

社会福祉: 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを目的とした施策に要する経費
事例) 児童福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

社会保険: 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険 など

保健衛生: 国民の健康を保つための施策に要する経費
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など